

○ 穎田高齢者福祉センター運営費補助金交付要綱

平成23年4月14日

飯塚市告示第125号

改正 H27-82(題名改称)

(趣旨)

第1条 地域住民の福祉を増進するため、穎田高齢者福祉センター(以下「センター」という。)の管理運営を行う地域コミュニティ団体(以下「団体」という。)に対し、センターの運営に要する費用について補助金を交付するものとし、その補助金については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象経費)

第2条 補助対象とする経費は、団体が行うセンターの管理運営に直接係るものに限るものとする。

2 センターの利用及び使用に係る収入は、すべてセンターの管理運営費に充当し、補助対象とする経費から控除するものとする。

(補助金の交付の時期)

第3条 補助金の交付は、規則第17条第2項の規定を適用して6期に分けて行うものとし、精算は実績報告書の提出後に行うものとする。ただし、特に必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。

(H27-82一改)

(利用状況等の記録)

第4条 団体は、規則第11条第2項に定める書類、帳簿等のほか、センターの利用状況、管理状況等を記録した書類を整備しておかなければならない。

2 前項の書類(規則第11条第2項に定める書類、帳簿等を含む。)は、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告書)

第5条 規則第13条に定める報告は、補助事業完了後30日以内に書類を提出しなければならない。

2 規則第13条に定める実績報告書は、センターの管理運営業務の実施状況を記載した報告書とする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月18日 告示第82号)

この告示は、告示の日から施行する。